

仕様書

国際部

1. 件名

エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業の質の高い案件形成に向けた戦略調査

2. 目的

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」（以下、国際エネルギー実証という）は、我が国のエネルギー政策のS+3E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資する、我が国の先進的技術を海外で実証する事業である。さらに、実証を通じて、実証技術の普及に結び付ける、または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果の還元を目指している。これらの取組を通じて、我が国のエネルギー関連産業の普及展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献することを目的としている。

上記の目的達成のため、NEDOは、ステージゲート方式の審査手法の導入、年間複数回の公募の導入など、事業者の立場に立ち様々な制度改善を行い、事業者の提案をベースとして事業を推進してきた。しかしながら、NEDOへの公募提案件数は大きく伸びてはいない。

以上の背景を踏まえ、NEDOとしては、企業等が有する実証ニーズを把握した上で、国際エネルギー実証をより使いやすく魅力的な制度にし、広く提案を働きかけることによって質の高い案件の形成を図りたいと考えている。

本調査では、

- ① より使いやすい制度を目指し、業界ニーズ・政策ニーズを反映した制度改革
- ② 国際エネルギー実証で実施すべき課題の明確化と案件組成

の2つのアプローチから、上記の課題を解決するための提言をとりまとめる。

3. 内容

上記の目的を達成するため、以下の調査項目について、NEDOの確認を得て実施する。また、以下の調査項目以外に、提案書において受託者が提案した調査についても、NEDOとの協議を経て実施する。

(1) 企業ヒアリング調査

企業が有する実証ニーズや制度改革の要望を把握するため、企業ヒアリングを実施する。受注者は、国際エネルギー実証に適する有望技術を保有する企業を選定し、アポイントの取得、ヒアリング項目の作成、議事録の作成等を行う。なお、ヒアリング先の選定や、ヒアリング項目の作成は、NEDOと協力して行う。

(2) 海外の類似事業と比較したベンチマーク分析

欧米を中心とした政府系機関が関与するエネルギー・環境関係の実証事業について、国際エネルギー実証との比較を通じて改善提案をするためにベンチマーク分析を行う。ベンチマークする対象制度（プログラム）を複数決定し、ベンチマーク対象事業について、公開情報や事業担当者へのインタビュー等を通じて必要な情報を収集する。収集した情報は国際エネルギー実証との違いを分析し、比較できるようにマトリクスチャート等に取りまとめる。

また、上記の内容について、海外の民間企業が主体となって実施している実証事業も可能な限り比較調査対象とする。特に、短期間のうちには経済性が成り立ちそうにない技術の実証を民間企業による投資として行っている場合は、その実証を行う背景についても調査する。

(3) 提言書の作成

本調査を通じて得られた結果を基に、NEDO及び経済産業省との協議を経た上で、提言書にとりまとめる。また、提言書は、NEDO自らが分析した過去の海外実証の成果、重点的に取り組むべき技術分野の検討状況を含めて取りまとめること。

(4) 定期的なミーティングの開催

本調査は、受託者とNEDOと一体となって進める総合コンサルティング調査である。そのため、(1)～(2)の遂行にあたり、NEDO職員と定期的なミーティングを行い、調査項目間で緊密に情報共有をしながら調査を進める。

(5) その他

本仕様書に定める事項については、随時NEDOと調整の上、実施する。NEDO海外事務所等のリソースの活用が必要な場合は、NEDOと相談すること。

4. 調査期間

NEDOが指定する日から2022年8月末まで

5. 予算額

2,000万円以内（税込）

6. 報告書

提出期限：2022年8月末日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

※ 2021年度終了時には、中間調査報告書を、2022年度調査終了時には調

査報告書を所定の期日までに提出。

7. 調査における注意事項

海外の政府機関等、現地調査が必要な場合には、現地の安全情報をよく確認の上、事前に出張対処方針を作成しNEDOと十分協議すること。外務省海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）を参考し、調査地域の経済活動再開の実態や自社判断を踏まえて、必要な場合はNEDOへ相談すること。

8. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

以上